

「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年六月二十一日文部省告示第八十四号）」
第二条の規定に基づき認められた、修了者に対し専門士の称号を付与できる課程のうち、
次の課程については要件に適合しなくなったと認め、同規程第四条第二項の規定に基づき公示する。

令和八年三月二日

文部科学大臣 松本 洋平

令和七年四月一日に要件不適合となったもの

位置	専修学校名	課程名
福岡県	専門学校大原自動車工科大学校	文化・教養専門課程 日本語学科（2年制）